

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の
遠隔実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

建築行政手続におけるオンライン化・デジタル化の推進にあたり、建築基準法に基づく完了検査における受検者の遠隔立会いについては、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施について」（令和 4 年 5 月 19 日付け国住指第 1616 号）によりその取扱いを示したところです。

今般、建築基準法に基づく完了検査及び中間検査（以下「完了検査等」という。）において、検査者が遠隔で検査を実施する上で必要となる事項や留意点を「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針」（以下「本指針」という。）としてとりまとめましたので、その取扱いについて下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

一 本指針の位置づけについて

建築基準法令では、検査者が完了検査等を遠隔で実施すること（以下「リモート検査」という。）を妨げていませんが、技術的な実効性や実務的なプロセスに関する知見や実績が十分でないことから、リモート検査の実施は限定的な状況です。

本指針は、完了検査等を行う建築主事等（建築主事又は建築副主事）又は指定確認検査機関（以下「検査機関等」という。）におけるリモート検査の導入を後押しするため、リモート検査を実施する上で必要な事項や留意すべき点について、実証実

験の結果をもとに整理したものです。検査機関等におかれては、本指針を参考として、移動時間や日程調整に係る負荷の削減等、生産性向上・働き方改革への効果が高いと考えられるリモート検査の導入（指定確認検査機関においては、確認検査業務規程等の改定を含む。）に、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

二 検査補助者の業務について

本指針では、リモート検査を実施するにあたり、現場から検査対象部位等の映像の送信等を行うため、検査機関等が認めた「検査補助者」を現場に配置することを要件としています。

この検査補助者は、指定確認検査機関においては、必ずしも当該機関が直接雇用する職員を充てる必要はなく、例えば検査対象建築物が存する地域の建築士会等の団体に所属する建築士等に検査補助の協力を求めることが考えられます。また、都道府県の建築主事等においては、検査対象建築物が存する地域の出先機関等の職員の協力を求めることなどが考えられます。

三 受検者の遠隔立会いについて

完了検査における受検者の遠隔立会いについては、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針【令和4年5月版】」（以下「立会い遠隔実施指針」という。）によりその運用上の留意点を示しているところですが、中間検査における受検者の遠隔立会いや、仮使用認定における検査の実施についても、本指針と併せて参考にすることで立会い遠隔実施指針を適用することが可能です。

また、検査者のリモート検査と受検者の遠隔立会いを組み合わせる場合についても、現場の体制等について検査者と受検者で十分に検討・協議した上で、本指針及び立会い遠隔実施指針の両方に基づき実施することが可能です。

四 その他

本指針は、あくまで現時点で一般的と考えられる技術を前提にとりまとめたものであるため、今後の技術の進展やリモート検査の運用実態を踏まえ、適宜見直しを図っていくものであることを申し添えます。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 杉野、高久、浅井
TEL：03-5253-8513